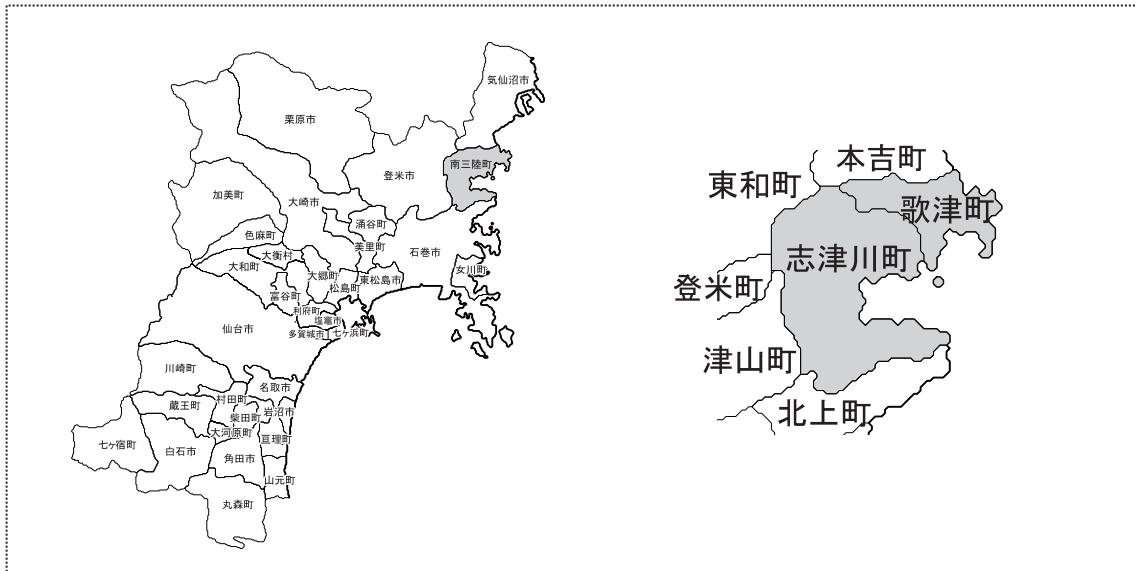


6 南三陸町（みなみさんりくちょう）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	本吉郡志津川町，同郡歌津町	
合併期日	平成17年10月1日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	南三陸町役場	〒986-0792 本吉郡南三陸町 志津川字塩入 77 番地
	歌津総合支所	〒988-0453 本吉郡南三陸町 歌津字伊里前 91 番地
人口（H22. 3. 31 住民基本台帳）	17,815 人	
面積（H21. 10. 1 国土地理院）	163.74 km ²	
全職員数（H22. 4. 1 現在）	352 人	
議員定数（H22. 4. 1 現在）	16 人	

(2) 合併の概要

① 合併協議会の概要

合併協議会名	志津川町・歌津町合併協議会
設立年月日	平成15年8月1日
解散年月日	平成17年9月30日
開催状況	平成15年8月11日～平成17年8月31日（計27回）
組織	会長：志津川町長 佐藤 仁 副会長：歌津町長 牧野 駿 委員：32人（会長，副会長を含む。）
事務局	9人体制（志津川町5人，歌津町3人，県1人） ※県志津川合同庁舎内

② 主な合併協定の内容

議員の取扱い	特例適用なし・選挙区設定なし ・条例定数 22人
庁舎の位置	旧志津川町役場
新市町名称の選定方法	公募し，協議会で決定。 （候補：南三陸町（ちょう），リアス町，南三陸町（まち），志歌町，志津歌（しづか）町，しづがわ町，志津歌（しづか）町，しづがわ町，りあす町）
農業委員会の取扱い	合併旧法8条に基づく在任特例適用（平成18年7月19日まで）
地方税の取扱い	個人町民税，法人町民税，固定資産税，軽自動車税，町たばこ税及び特別土地保有税の税率は，両町に相違がないため，現行のとおりとする。
使用料，手数料等の取扱い	使用料は，原則として現行のとおりとする。ただし，同一施設の使用料は，可能な限り合併時に統一する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	・国民健康保険税の税率は，合併時の次年度から統一した税率を適用することとし，新町で調整する。 ・介護保険事業の保険料について，平成17年度は，合併前の各町の範囲においてそれぞれ現行のとおり額とし，平成18年度以降は，新町において策定する次期介護保険事業計画に基づき，統一した保険料額を定める。
水道業務	・上水道料金は現行のとおりとし，合併時の次年度から2年以内に統一する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道料金は、上水道と同様にする。
下水道業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料は、現行のとおりとし、合併時の次年度から3年以内に統一する。 ・漁業集落排水施設使用料は、現行のとおりとし、合併時の次年度から3年以内に調整する。
町名、字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・町、字の区域は、現行のとおりとする。 ・町、字の名称は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 志津川町志津川地域：「志津川」を「南三陸町志津川」に置き換え、続けて新たに「字」の表記を加える。 ▶ 志津川町戸倉地域・入谷地域：「志津川町」を「南三陸町」に置き換える。 ▶ 歌津町：「歌津町」を「南三陸町歌津」に置き換える。
行政区の取扱い	行政区の区域及び名称は、現行のとおりとし、必要に応じて合併後に調整する。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	無

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

本吉郡5町（志津川町、津山町、本吉町、唐桑町、歌津町）の町長は、合併の効果や問題点などを調査、研究するため、平成14年6月28日に「市町村合併制度研究会」を設置。7月には5町の議長も加わった。

11月12日には、気仙沼市と本吉郡5町の市町長と議会議長が、広域合併を協議するために会合を開き、歌津町長と本吉町長が広域合併を主張したが、反対意見が多数を占め、「現時点で広域合併実現の可能性はない」との認識で一致し、各市町が隣接する自治体や登米圏との合併を視野に個別の協議を重ねていくことを決めた。

志津川町は、合併問題について検討してきた庁内研究会が11月29日に、現時点で最も合理的かつ現実的な合併として「志津川、歌津、津山の三町合併が理想」とする報告書を提出し、これを受け、志津川町長は、早急に3町による任意の合併協議会を設けたい意向を示した。

一方、本吉郡4町での合併推進を打ち出していた歌津町長は、12月11日に関係3町長を訪ね、歌津町の考えに理解を求めたものの、気仙沼市、唐桑町との1市2町による合併を目指す本吉町長は否定的な考えを示し、志津川町長と、登米郡の任意

協議会にもオブザーバー参加していた津山町長は、共に考えを明確にしなかった。

その後、津山町では、平成15年1月に実施した町民意向調査で、合併を必要と回答したうちの75.0%が登米地方との合併を望む結果となったことから、3月3日に津山町長は登米郡8町の合併協議会への参加を正式に申し入れた。これを受け、志津川町長は3月4日の定例会で歌津町との2町合併を目指す方針を表明し、同月12日に志津川町と歌津町は、両町の課長や合併担当職員等で構成する「市町村合併に関する本吉郡南部自治体研究会」を設置した。

また、歌津町は、本吉町を含めた本吉郡3町の枠組みによる合併を目指したものの、5月21日に本吉町が気仙沼市、唐桑町と法定協議会を設置したこともあり、歌津町長は23日に町議会の「市町村合併に関する特別委員会」で志津川町との合併推進を表明した。

そして、6月27日に両町の町長や助役、議会議長等で構成する「志津川町・歌津町合併協議会準備会」を発足し、7月25日には両町の町議会が臨時会を開き、法定協議会設置議案をともに全会一致で可決し、8月1日に法定協議会である「志津川町・歌津町合併協議会（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成15年9月の第2回目の会議において、合併特例法期限内の平成17年3月末までに新設合併を目指すことを決定した。なお、合併期日については、平成16年6月の第13回協議会で、合併旧法が1年間延長される見通しとなったことを踏まえ、平成17年4月1日に変更された。

新町名については、10月の第3回協議会において、公募することを決定し、平成16年1月の第6回協議会で、応募のあった名称から15点に絞り込み、委員の投票で最多票を獲得した「南三陸町」とすることと決定した。

議員の取扱いについては、在任特例を適用するかどうかで協議を重ねたものの結論が出ず、協議会に判断を委ねることとなり、最終的には平成16年3月の第9回協議会で委員による無記名投票を行った結果、在任特例を適用しないことと決定した。また、4月の第10回協議会で定数を22とし、選挙区制を採用しないことと決定した。

新庁舎については、平成15年10月の第3回協議会で「合併後当分の間、現在の志津川町を本庁とし、歌津町役場を総合支所とする」という案が提示され、その後、平成16年6月の第14回協議会では、「庁舎建設等検討委員会（仮称）を設置し、新町で検討する」という文言を追加した調整案を承認した。

8月の第17回協議会で、事務組織と機構の取扱いを決定し、計48の協定項目すべてについて協議が整ったものの、歌津町議会は8月11日の臨時会で、合併には継続して議論が必要として議員から提出された「合併期日の延期を求める決議案」が

賛成多数で可決されることとなった。

このような中、9月18日に合併協定調印式が行われ、22日に両町議会で合併関連議案を審議した結果、志津川町議会においては全議案が可決されたものの、歌津町議会では廃置分合議案が否決される結果となった。

歌津町長は、志津川町長から合併関連議案の早急な再提出を求める文書が提出されたことや、合併推進を訴える歌津町の住民グループから全有権者の65.5%にあたる署名簿が提出されたことを受け、10月29日に臨時会を開き合併関連議案を再提出したものの、合併期日の延期を主張する議会側が、議案を特別委員会に付託して継続審議となった。

このため、11月に開かれた第20回協議会において、協議会長の志津川町長から、電算システムの統合などが間に合わないとして、合併期日を延期せざるを得ないとの報告があり、合併期日の延期について全会一致で承認し、12月の第21回協議会において、合併期日を平成17年10月1日に変更することを決定した。これに伴い、歌津町長は12月定例会で、先に提出していた合併関連議案を撤回した。

12月27日の第22回協議会では、新庁舎の位置について、歌津町が統一意見として出した「新町の均衡ある発展、利便性や防災対策を考慮し、2年以内に着手する」との移転を検討する案が承認され、すべての協定項目が改めて承認された。

平成17年1月19日に再度合併協定調印式が行われ、2月4日に両町議会が臨時会を開き、合併関連議案を両町議会とも全会一致で可決した。

2月9日に知事に対し廃置分合申請が提出され、3月18日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

そして、4月15日に官報告示され、平成17年10月1日に南三陸町が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年6月28日	本吉郡5町で「市町村合併制度研究会」設置
平成14年11月29日	志津川町の庁内研究会が志津川、津山、歌津の3町合併が理想とする報告書を提出
平成14年12月11日	郡南部4町合併の方針を示した歌津町長の説明に対し、本吉町長が気仙沼市、唐桑町との枠組みを基本とする考えを示したほか、他の2町長からも賛同を得られず
平成15年3月3日	津山町長が町民意向調査の結果を受けて、登米郡8町の合併協議に参加表明
平成15年3月12日	志津川町、歌津町の2町で「市町村合併に関する本吉郡南

	部自治体研究会」設置
平成 15 年 6 月 27 日	「志津川町・歌津町合併協議会設立準備会」設置
平成 15 年 7 月 22 日	合併重点支援地域に指定
平成 15 年 7 月 25 日	両町議会で法定協議会設置議案を可決
平成 15 年 8 月 1 日	法定協議会設置
平成 16 年 8 月 11 日	歌津町臨時議会において、新町の事務所の位置の議論が不十分などとして「合併期日の延期を求める決議」を可決
平成 16 年 9 月 18 日	合併協定調印式
平成 16 年 9 月 22 日	両町議会で合併関連議案が提案され、志津川町議会では全議案を可決、歌津町議会では廃置分合議案を否決
平成 16 年 10 月 20 日	歌津町の住民グループによる「まちづくり検討委員会」が、平成 17 年 4 月 1 日の合併を求める 2,917 人分（有権者の 65.5%）の署名簿を請願書とともに歌津町議会議長に提出
平成 16 年 10 月 29 日	歌津町議会で再提案された合併関連議案は、特別委員会に付託され継続審査に
平成 16 年 11 月 29 日	第 20 回協議会で合併期日の延期を決定
平成 16 年 12 月 9 日	第 21 回協議会で合併期日を平成 17 年 10 月 1 日に決定
平成 16 年 12 月 16 日	歌津町長は、合併期日が延期されたことから再提案した合併関連議案を撤回
平成 17 年 1 月 19 日	合併協定調印式
平成 17 年 2 月 4 日	両町議会で合併関連議案すべてを全会一致で可決
平成 17 年 2 月 9 日	廃置分合申請
平成 17 年 3 月 18 日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成 17 年 4 月 15 日	官報告示
平成 17 年 9 月 21 日	新町の職務執行者を牧野駿歌津町長に決定
平成 17 年 10 月 1 日	南三陸町誕生